

令和7年度

定例監査報告書

財政援助団体監査報告書

工事監査報告書

本庄市監査委員





本監発第47号  
令和7年12月25日

本庄市長 吉田 信解 様  
本庄市議会議長 粂田 平一郎 様  
本庄市教育委員会教育長 下野戸 陽子 様

本庄市監査委員 岩 堀 薫  
本庄市監査委員 早 野 清

### 定例監査等の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項、第5項及び第7項の規定により、令和7年度の定例監査等を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。



## 目 次

I	定例監査	1頁
	第1 監査の対象及び執行期日	1頁
	第2 監査の着眼点	1頁
	第3 監査の実施内容	1頁
	第4 監査の結果	2頁
	令和7年度 定例監査対象	9頁
II	財政援助団体監査	10頁
	第1 監査の対象及び執行期日	10頁
	第2 監査の着眼点	10頁
	第3 監査の実施内容	10頁
	第4 監査の結果	11頁
III	工事監査	12頁
	第1 監査の対象及び執行期日	12頁
	第2 監査の着眼点	12頁
	第3 監査の実施内容	12頁
	第4 監査の結果	13頁

別添 令和7年度工事技術調査報告書



## I 定例監査

### 第1 監査の対象及び執行期日

対 象 「令和7年度定例監査対象」(9頁)のとおり  
執行期日 令和7年10月27日～11月27日

### 第2 監査の着眼点

令和7年度定例監査においては、本庄市監査基準(令和2年4月1日施行)及び令和7年度本庄市監査実施計画に基づき、監査項目ごとに下記着眼点のもと実施した。

- ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に実施されているか。
- イ 調定の時期及び手続、納期限の設定などが適切であるか。
- ウ 違法若しくは不当な支出又は不経済な支出がなされていないか。
- エ 契約書、見積書等関係書類が确实かつ的確に整備されているか、契約の履行期限、仕様書に基づく履行が適切であるか。
- オ 財産の取得及び処分の手続が適切に実施されているか。
- カ 金券等及び有償刊行物の取扱いが適正に行われているか。

### 第3 監査の実施内容

定例監査の実施にあたっては、例年、事前提出資料として求めている当該年度の主要事業の事業別調書のほか、契約に係る事務手続が適正に行われているかを確認するため、工事請負契約、修繕請負契約及び業務委託契約として契約を締結したもののの中から監査対象を抽出し、所管課に決裁文書や契約書等の関係書類の提出を求めた。

また、今年度の定例監査においては、金券等及び有償刊行物の取扱いが適正に行われているかを把握するため、それぞれの取扱いに関する調書の作成及び提出を求めた。

地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に則り、事務や事業が合理的かつ効率的に執行されているかに配意をしながら、提出された調書や関係書類について諸帳簿との照合及び調査を行うとともに、関係職員から事務・事業の概要、執行状況、今年度の重点及び課題等についても説明を求めて監査を実施した。

#### 第4 監査の結果

財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況は、全体的には関係法令及び条例、規則等に基づいて適正に執行され、所期の目的に沿う成果をあげているものと認められたが、一部に改善を要する事務処理が見受けられたため、適切な処置を講じられたい。

なお、監査の執行過程において、口頭にて指示を行ったものについても、適正な事務の執行をされるよう併せて要望する。

##### 1 契約に関する事務について

監査にあたっては、本庄市契約規則等の規定に従い、契約に関する事務が適正に執行されているか、また、昨年度までに指摘又は注意した事項が改善されているかについても留意して、提出された書類の審査を行い、必要に応じて関係職員からの聞き取りを実施した。

また、業務内容によっては、契約相手方の様式により契約を締結している事例があるが、本庄市契約規則では契約書に記載すべき事項が定められており、契約相手方の様式を使用した場合、同事項の記載漏れが生じる可能性がある。そのため、令和6年10月から令和7年9月末日までの間に市様式以外の契約書・約款を使用した契約書についても別途提出を求め、監査を実施した。

契約に関する事務については、地方自治法施行令等の関係法令及び条例、規則等に基づき、概ね適正に執行されていることが確認できたが、一部に次のとおり改善を要する事例が見受けられた。今回の指摘対象でない部署においても市全体の問題として認識するよう情報共有を図り、適正な事務処理を

行うよう努められたい。

- (1) 現場責任者通知書や個人情報取扱特記事項に定める書類など、受注者に提出させるべき書類を受領していない事例が見受けられた。これらの書類は、業務の適正な履行を確保する上で重要な書類であるため、速やかに提出を求められたい。また、市が受注者に通知すべき書類についても遺漏がないよう留意されたい。
- (2) 特命随意契約の実施伺いに関する起案文書において、特命随意契約とする判断の根拠が明示されていない事例があった。随意契約は、競争入札を原則とする地方公共団体の契約方式の例外であり、随意契約による場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれに該当するのかを明らかにしておく必要がある。特に、1者による特命随意契約は、真にやむを得ない理由がある場合にのみ適用できるものであることから、理由を明確にしておく必要がある。随意契約の事務については、財政課より「本庄市随意契約ガイドライン（随意契約適正実施のための指針）」が示され、全庁に周知されているところであるが、市民や事業者に対しての説明責任が果たされるよう、改めてガイドラインに従った適正な事務処理を徹底されたい。
- (3) 一部の契約書において仕様書が綴じられていない事例が見受けられた。仕様書は、契約の具体的な内容を定めるものであり、詳細な仕様を記載することで、発注者と受注者との間で共通認識を形成する役割を果たすとともに、業務の適正な履行を確保する上で非常に重要な書類である。仕様書を綴じ忘れたことにより、契約自体が無効となるものではないが、発注者、受注者双方の認識にずれが生じるなど、後々、紛争の原因となる可能性も考えられる。このような事態が引き起こされないよう、契約書の作成にあたって適切な取扱いをされたい。
- (4) 過去の定例監査において、本庄市契約規則第37条第1項各号で規定する契約保証金の納付免除について、納付免除の該当条項を記載するだけでなく、そう判断するに至った客観的な根拠を起案文書において明確

にした上で決裁を受けるよう改善を求めたところであるが、今年度も同様の事例が見受けられた。適正な手続きを経て契約保証金の納付免除が行われるよう引き続き改善を図られたい。

(5) 一部の起案文書において、回議すべき文書主任等を経ずに決裁されている事例、情報公開区分の誤りや施行日と実際の日付の齟齬が生じている事例などが見受けられた。起案は、市の意志決定をする手段として行われるものであり、文書事務の中で最も基礎的かつ重要なものである。公文書作成においては、十分な配慮と慎重を期し、適正な事務処理を行われたい。

(6) 本庄市契約規則第33条第2項には契約書に記載すべき事項が定められているが、市様式以外の契約書・約款を使用した契約書を確認したところ、契約保証金や履行遅滞その他債務不履行の場合の遅延利息に関する事項等が漏れている契約書が複数確認された。また、地方公共団体が行う契約については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定が準用され、対価の支払いは定められた期限内に行わなければならないとされているが、契約金額の支払時期が法定期限を超過した契約書も見受けられた。契約相手方の様式により契約を締結する場合は、契約書に必要な記載事項の不備がないか、十分に確認のうえ契約事務を行うよう留意されたい。

## 2 金券等の取扱いについて

公務で使用する郵便切手等の証紙類は、換金性が高く、盗難・紛失時に金銭的被害を受ける可能性があるため、厳重な取扱いが求められている。そこで、今回は金銭と同等の価値を持つ証紙類で容易に換金が可能なものや、盗難・紛失により金銭的被害へつながる可能性が高い物品を金券等と定義し、その保有・受払・管理が適正に行われているかに主眼を置いて、監査を実施した。

監査の実施にあたっては、令和6年度及び令和7年4月から9月までに取扱いのあった金券等を対象とし、全課から金券等の取扱いに関する調書の作

成及び関係書類の提出を求め、必要に応じて、関係職員からも聞き取りを行った。

監査の結果、41課において金券等の取扱いがあり、主な種類としては郵便切手、収入印紙、店舗の官公庁カード、ETCカード、タクシーチケットが確認された。これらの金券等の取扱いについては、概ね適正に運用されていることが確認できたが、一部に次のとおり改善を要する事例や今後の課題として検討すべき事例も見受けられたため、適正な処置を講じられたい。

(1) 執務時間外において、金券等を施錠可能なキャビネットに保管していない事例や、施錠可能なキャビネットに保管しているにもかかわらず、施錠をしていない事例が見受けられた。金券等の盗難・紛失を未然に防ぐためにも、施錠管理の措置を速やかにとられたい。

(2) 本庄市文書取扱規則第31条第4項において、郵便切手は、郵便切手受払簿により、その出納を明らかにしておかなければならないとされており、同様式には日ごとの出納に応じて課長が確認する欄が設けられている。しかしながら、使用時の確認が行われていない事例が見受けられたため、郵便切手の受払時には確認を行い、現在高を常に把握するよう努められたい。

また、出先機関によっては課長が常駐していないため、受払いの都度確認を行うことが難しいと思われる事例も見受けられた。制度所管課においては、出先機関では課長に代わり、常駐する上席の職員が確認を行えるような仕組みを設ける等、郵便切手の出納がより適正に行われるよう検討されたい。

(3) 本市では、郵便切手については文書取扱規則に規定されているものの、その他の金券等に関しては、例規上明確な定義や管理方法が規定されておらず、その管理方法も金券等の種類によって差異が生じている状況となっている。

金券等は市の重要な財産であり、かつ換金性があることから、紛失や盗難等の事故を防止するため、現金に準じた適正な管理が求められる。より適正な管理体制の実現に向けて、会計部門や財産管理部門の部署に

においては、金券等の管理・運用に係る取扱いマニュアルの整備や受払簿等の統一を図るなど、全庁的なルールの構築を検討されたい。

また、行政サービスのデジタル化の進展に伴い、郵便切手の使用機会が減少し、利用予定のない郵便切手を保有している部署があるものと推測するが、このような未使用の金券等を長期間保有し続けることは、リスク管理上の観点からも問題があると言える。利用の見込みがない郵便切手を将来的には、一元的に管理するなど有効活用が図れるよう併せて検討されたい。

### 3 有償刊行物の取扱いについて

有償刊行物とは、市が作成した刊行物のうち有償頒布（販売）を目的としたものであり、有償刊行物の範囲やその取扱いについては、本庄市有償刊行物取扱要綱（以下、「要綱」という。）において定められている。有償刊行物を頒布することで、その対価として金銭（作成に要した実費相当額）を受け取ることから、市にとっては財産上の利益を得る手段の一つであると言える。

そこで、有償刊行物の頒布手続や受払簿による管理等が要綱に則って適正に行われているかに主眼を置いて、監査を実施した。

監査の実施にあたっては、令和6年度及び令和7年4月から9月までに取扱いのあった有償刊行物を対象とし、全課から有償刊行物の取扱いに関する調書の作成及び関係書類の提出を求め、必要に応じて、関係職員からも聞き取りを行った。

監査の結果、8課において計40種類の有償刊行物が発行されており、発行主管課のほか、発行主管課より委任された他部署や所管施設等も含め、13か所で有償頒布が行われていることが確認された。これらの有償刊行物については、概ね適正に取扱われていることが確認できたが、一部に次のとおり改善を要する事例や今後の課題として検討すべき事例も見受けられたため、適正な処置を講じられたい。

- (1) 有償刊行物の頒布申込については、要綱第4条において、申込者は「有償刊行物頒布申込書（様式第1号）」により申し込まなければならないとされているが、申込書の提出を求めている事例が見受けられた。そ

の主な理由として、申込書の存在を知らなかったとの回答があったが、発行主管課は、要綱の内容を十分確認するとともに、有償頒布を行う際は、申込書の提出を求めるよう改められたい。

また、所管施設において作成・販売している物品の一種として取り扱っているため、申込書の提出を求めているとの回答もあった。窓口で取り扱う他の物品との関係から、有償刊行物に限って申込書を求めることは困難であると推察されるものの、現行の要綱には申込書の提出を不要とする例外規定が設けられていないため、要綱に則った取扱いに改められたい。

なお、前述のような事例もあることから、制度所管課においては、頒布申込の方法について、要綱の改正も含めた検討をされたい。

- (2) 有償刊行物の整理方法については、要綱第6条において、発行主管課は「有償刊行物受払簿（様式第2号）」を備え、適正な管理に努めることとされているが、受払簿を備えていない事例が見受けられた。その主な理由として、受払簿の存在を知らなかったとの回答があったが、(1)と同様に、発行主管課における要綱の確認が不十分であることが原因と考えられることから、速やかに受払簿を備え、適正な管理をされたい。

また、在庫数の把握ができていないため、受払簿を作成していないとの回答もあった。長期間、在庫確認を行っていない場合、残数の不一致が生じた際に、それが亡失なのか盗難等によるものなのか、原因の特定や判断が難しくなることも考えられる。有償刊行物は金額換算すると高額になることもあり、保管リスクが潜在していることから、保管期間の長短や数量の多寡にかかわらず、受払簿又は受払簿の項目を備えた帳簿等により受払状況を記録するとともに、定期的に在庫数を確認するなど、適正な管理に努められたい。

- (3) 有償刊行物の作成及び報告については、要綱第8条において、発行主管課は、有償刊行物を作成したときは、「有償刊行物作成報告書（様式第3号）」に、頒布価格の決定に当たり参考とした資料を添付し、速やかに制度所管課に報告することとされているが、毎年度作成されている有償刊行物について、報告書が未提出の事例が確認された。有償刊行物を作

成するときは、要綱第3条の規定に基づき、頒布価格の決定を適切に行うとともに、速やかに報告書を提出されたい。

(4) 発行主管課が有償刊行物の頒布を行わず、頒布と管理を他部署に委任している事例があった。委任された部署では受払簿に準じた帳簿を備えて管理していることが確認できたが、発行主管課は、委任先の部署に対し、頒布件数や在庫数に関する報告を求めておらず、管理状況の把握がなされていなかった。頒布状況によっては増刷等の対応も必要になることから、発行主管課は、委任先の管理状況を定期的に把握するよう改められたい。

(5) 要綱別表に記載された有償刊行物のうち、在庫も増刷予定もなく、実際には頒布終了の取扱いとなっているものが複数見受けられた。これは、現行の要綱には頒布終了後の有償刊行物の取扱いに関する規定が設けられていないことが原因と考えられる。別表記載の有償刊行物については、最新情報を公表することが望ましいため、制度所管課においては、頒布を終了した刊行物の取扱いについて、要綱の改正も含めた検討をされたい。

令和7年度 定例監査対象

監査期日	課名等	監査期日	課名等
10月27日(月)	下水道課	11月11日(火)	秘書課
10月28日(火)	支所環境産業課 環境推進課 商工観光課 産業開発室 農政課		企画課 広報課 財政課
	10月29日(水)	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 文化財保護課 高齢者福祉課	11月21日(金)
10月30日(木)		地域福祉課 生活支援課 障害福祉課 介護保険課 市民活動推進課 支所総務課 市民課 都市計画課	
	11月27日(木)		情報システム課 資産マネジメント推進課 危機管理課
	11月4日(火)		道路管理課 道路整備課 営繕住宅課 市街地整備室 建築開発課

小中学校については実地において、その他は本庄市役所会議室において監査を行った。日程に記載されていない課については書面による監査を行った。

## II 財政援助団体監査

### 第1 監査の対象及び執行期日

対 象

- ・団体名 公益社団法人 本庄市シルバー人材センター
- ・補助所管課 高齢者福祉課
- ・補助金名 本庄市シルバー人材センター補助金 20,575,000 円
- ・補助目的 高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進に資するとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与するため

執行期日 令和7年11月21日

### 第2 監査の着眼点

令和7年度監査においては、本庄市監査基準及び令和7年度本庄市監査実施計画に基づき、監査項目ごとに下記着眼点のもと実施した。

- ア 補助金の交付目的、補助対象事業が明確であり、所管課において規則どおりに交付手続きが行われているか。
- イ 団体の該当事業における事業計画書、予算書が所管課へ提出した交付申請書に符合しているか。
- ウ 事業が計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。

### 第3 監査の実施内容

財政援助団体の監査は、地方自治法第199条第7項の規定により、補助金等の財政的援助を行っている対象事業が、目的に沿って適正かつ効果的に遂行されているかを監査するものであり、今年度は「公益社団法人 本庄市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）」について監

査を実施した。

監査にあたっては、財政援助団体及び所管課に提出を求めた資料をもとに、財務執行及び事業執行状況について調査を行うとともに、関係職員から事務・事業の概要、執行状況、今年度の重点及び課題等についても説明を求めて監査を実施した。

#### 第4 監査の結果

関係資料に基づき説明を受けたところ、事務処理は適正であり、事業も計画及び交付目的に沿って実施され、効果をあげていることが確認できた。

少子高齢化が進展する中、シルバー人材センターは、就業を通じて高齢期の生きがいを実現するとともに、地域社会に貢献する機関として諸事業を展開しているが、定年延長や再雇用制度の広がりなど、労働環境の変化を背景とした新規会員数の伸び悩み、会員の高齢化が進む中での安全就業対策、インボイス制度による経営コストの増大など、様々な課題に直面している。

特に、令和5年10月に開始されたインボイス制度では、消費税の仕入税額控除について、制度開始後の6年間は経過措置が適用されているが、令和11年10月からは控除がなくなることから、受注機会の減少も危惧される場所であり、シルバー人材センターの運営は、今後さらに厳しくなっていくことが懸念される。

また、会員の高齢化はより一層進むことが見込まれ、樹木の剪定や除草作業といった従来からの仕事を確保・提供するだけでは、組織の発展を図ることは困難である。今後は、多様な人材を積極的に会員として迎え入れ、新たな職域の開拓や独自事業の展開など、様々な手法を駆使して、幅広い仕事の確保に努め、的確なマッチングにより、多様な会員の就業ニーズと地域企業等のニーズに応える取組が求められる。

シルバー人材センターは、地域における高齢者就業等施策の大きな柱であり、その社会的使命は極めて重要なものである。今後も、高齢者の就業機会の拡大、生きがいの創出や地域社会の活性化に向けた様々なアプローチを図るよう、シルバー事業に関する情報の収集・提供等に努めるとともに、経営体質の強化を目指し、引き続き取り組んでいただきたい。

### Ⅲ 工事監査

#### 第 1 監査の対象及び執行期日

対 象 上水道送水管布設替 2 5 - 5 号工事 (児玉町塩谷工区)  
執行期日 令和 7 年 1 1 月 1 0 日

#### 第 2 監査の着眼点

令和 7 年度監査においては、本庄市監査基準及び令和 7 年度本庄市監査実施計画に基づき、下記着眼点のもと実施した。

- ・ 工事の計画、設計、契約及び施工が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか。

#### 第 3 監査の実施内容

今年度施工中の工事から、契約金額、規模、進捗状況等を勘案して上水道送水管布設替 2 5 - 5 号工事(児玉町塩谷工区)を監査対象として選定した。

なお、監査の実施にあたっては、専門的見地から監査をするため、NPO 法人 彩の国建設技術支援センターに工事技術調査業務を委託し、技術士支援により監査を執行した。

当該工事が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかについて、計画、設計、積算、契約、施工状況、施工管理等に重点をおき、所管課に契約書類、工事設計書、関係図面等の提出を求め、NPO 法人 彩の国建設技術支援センターから派遣された技術士による調査・助言を得て、関係職員から説明を聴取し、書類審査並びに工事現場の現地調査を行った。

#### 第4 監査の結果

この結果、工事計画、設計方針をはじめ契約面や施工状況等は、概ね適正かつ効率的に執行され、安全面、管理面等にも配慮を行い、全体として適切に施工されていることが確認できた。

なお、技術士から工事技術調査報告書の中で留意事項や提案事項とされたものについては、十分検討のうえ、今後の工事に活かされたい。

工事技術調査報告書については別添のとおりである。



# 工事技術調査報告書

対象工事：上水道送水管布設替 25 - 5号工事（児玉町塩谷工区）

監査実施日：令和7年11月10日

NPO法人 彩の国建設技術支援センター

代表理事 山木 幸夫

# 目 次

はじめに .....	1
1. 工事概要 .....	1
2. 技術調査の実施要領 .....	2
2. 1 調査方法 .....	2
2. 2 調査項目 .....	2
2. 3 調査資料 .....	2
2. 4 調査日程 .....	2
2. 5 調査実施場所 .....	3
2. 6 出席者 .....	3
2. 7 調査員 .....	4
3. 技術調査の実施結果 .....	4
3. 1 計画 .....	4
3. 2 設計 .....	5
3. 3 積算 .....	6
3. 4 契約 .....	7
3. 5 施工 .....	8
3. 6 設計変更 .....	9
3. 7 検査 .....	10
3. 8 維持管理業務 .....	11
3. 9 委託業務 .....	12
3. 10 委託業務の設計変更 .....	13
3. 11 支払い .....	13
3. 12 現場確認 .....	14
4. 総合評価 .....	14
4. 1 評価の基本方針 .....	14
4. 2 改善事項 .....	14
4. 3 検討事項 .....	15
4. 4 留意事項 .....	15
4. 5 適切事項 .....	15
4. 6 提案事項 .....	15
4. 7 推奨事項 .....	16
おわりに .....	16

## はじめに

本報告書は、令和7年11月10日に実施した「上水道送水管布設替25-5号工事（児玉町塩谷工区）」に係る工事技術調査（以下、「技術調査」という。）の結果を取りまとめたものである。

技術調査は、本庄市（監査委員事務局）との工事技術調査業務委託契約により実施したもので、対象工事の技術面について専門的な立場から調査を行ったものである。

また、技術調査は、技術上の問題の有無を調査するとともに、厳しい財政状況を背景とした公共工事のコスト縮減、設計業務、施工業者の選定等についても調査を行い、適切性、客観性、透明性、妥当性を判断した。

## 1. 工事概要

工事名称	上水道送水管布設替25-5号工事（児玉町塩谷工区）		
工事場所	本庄市児玉町塩谷ほか地内		
工事概要	布設延長 L=733.1m		
	配水管布設替工	DIP（GX）	φ200 L=733.1m
	仕切弁	φ200	N=3 箇所【不断水工を含む】
	空気弁		N=2 箇所

請負者：有限会社清水工業

設計価格：60,730,000円（税抜き）

予定価額：60,730,000円（税抜き）

最低制限価格：55,127,000円（税抜き）

請負価格：59,800,000円（税抜き）

工期：令和7年8月14日から令和8年3月27日まで

担当課所：上下水道部水道課

## 2. 技術調査の実施要領

### 2. 1 調査方法

技術調査は、本庄市監査委員立ち会いの下、調査員が工事関係者（発注者、受注者）との質疑応答、書類審査並びに工事現場における施工状況を確認することによって実施した。

調査員は、調査が効果的に進められるよう、予め質問書を作成提出の上、調査を実施した。

### 2. 2 調査項目

調査項目は、次のとおり。

- ① 計画（事業目的・概要、事業採択の経緯、関係部門との協議等）
- ② 設計（設計基準等）
- ③ 積算（積算基準、積算条件等）
- ④ 契約（業者の選定、落札率、委託業務等）
- ⑤ 施工（工事実施体制、諸手続き、資格、施工計画、施工体制、品質管理、安全管理等）
- ⑥ 設計変更
- ⑦ 検査
- ⑧ 維持管理業務
- ⑨ 委託業務
- ⑩ 支払い
- ⑪ 現場確認

### 2. 3 調査資料

担当部署、工事関係者から提出された資料に基づいて調査を行った。

主な資料は、次のとおり。

- ① 事業概要関係書類
- ② 設計図書
- ③ 積算関係資料
- ④ 契約関係資料
- ⑤ 工事監理関係資料
- ⑥ 施工計画書、施工記録等

### 2. 4 調査日程

令和7年11月10日（月）

10：00～11：20 工事関係 水道課

11：20～12：00 契約関係 財政課契約担当・検査担当  
 13：45～14：40 現場調査 水道課、受注業者、財政課契約担当・検査担当  
 15：10～ 講評

## 2.5 調査実施場所

- ・本庄市役所 301 会議室
- ・本庄市児玉町塩谷地区

## 2.6 出席者

### (1) 監査委員

役職名	氏名	出欠	
		書類審査	現場調査
代表監査委員	岩堀 薫	○	○
監査委員	早野 清	○	○

### (2) 上下水道部、企画財政部及び監査委員事務局

所属名	職名	氏名	出欠	
			書類審査	現場調査
上下水道部水道課	課長	土屋 充由	○	○
上下水道部水道課	課長補佐兼工務係長	皆川 俊介	○	○
上下水道部水道課	技師	狩野 拓哉	○	○
企画財政部財政課	副参事	関根 博	○	○
企画財政部財政課	課長補佐兼契約検査係長	内田 実紀夫	○	○
企画財政部財政課	主事補	齊藤 聖也	○	○
監査委員事務局	事務局長	星野 政洋	○	○
監査委員事務局	局長補佐兼監査係長	高柳 薫	○	○
監査委員事務局	主査	松岡 高史	○	○

### (3) 受注者

業者名	氏名	出欠	
		書類審査	現場調査
有限会社清水工業	田中 孝之	—	○

## 2. 7 調査員

この調査は、NPO 法人彩の国建設技術支援センターの以下の2名が担当した。

主調査員：志田 俊一

資格：技術士（上下水道/上水道・工業用水道）、  
第一種電気主任技術者、一級電気工事施工管理技士、  
一級管工事施工管理技士、一級水道施設管理技士、  
第一種電気工事士

調査員：針ヶ谷 諭

資格：技術士（上下水道/下水道）、測量士、行政書士、  
廃棄物処理施設技術管理者、被災宅地危険度判定士、  
インフラ調査士補、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

## 3. 技術調査の実施結果

以下の項目に関して調査を行い、項目ごとに確認した内容等を記載する。

### 3. 1 計画

#### (1) 工事の計画について

##### ①本事業計画の目的と概要

本工事は、金屋送水ポンプ場から金屋第二配水場へ送られている老朽化した送水管（DIP/A）を耐震性のある送水管（DIP/GX）へ布設替するものである。

金屋送水ポンプ場から金屋第二配水場までの約3kmの区間のうち、市道第2-306号線等に布設されている管路を国道462号線の歩道部に布設替することにより継手や曲管等の材料費用を削減でき、また、直線部を多く確保することで維持管理が容易となることを確認した。

##### ②本事業計画における事業予算の概要（補助金、助成金、市単独金額等）

全額市単独事業費とのことである。

##### ③本事業計画に係る所轄部署等（計画・設計・施工・維持管理業務）

計画・設計・施工・維持管理業務全般は、上下水道部水道課が所轄とのことである。

##### ④本庄市の水道管リニューアル計画

市においては、水道管リニューアル計画等長期の計画は無いとのことである。

##### ⑤水道管リニューアル工事の着手順位決定方法

布設年度が古いものから順次実施することを基本とし、現に漏水が発生している

箇所については優先順位を高くしているとのことである。

⑥計画時における市民の意見・要求に関する反映状況

要望を受けた事例はないとのことである。

⑦維持管理における考慮点

既存の耐震性能を持たないものを解消していく工事を実施するとともに、新たに布設する管については耐震性を考慮した DIP (GX 型) や HPPE 管を採用していくとのことである。

(2) 関連工事相互間の調整について

①関連工事（占有者工事、沿道民地の工事、他の管理者の工事等）の有無

本工事区間東側から約 215m 付近において国道に接続する市道があるが、その市道の拡幅工事が関連している。

②関連工事との相互間の調整方法等

上記、関連工事箇所については、工事間で調整を実施し、舗装復旧の重複工事を避けるため水道管を先行して布設しているとのことである。

(3) 工事施工の決裁手続

①執行伺いの流れ

水道課が工事執行伺いを起案し市長決裁後、財政課が入札執行伺いを起案、市長決裁後、業者決定を経て工事施工を実施している。

②決裁基準（工種や工事費に応じて）の有無

本庄市水道事業管理規程第 8 条の規定により、1 件 500 万円以下の工事に関しては部長専決、それを超える場合は市長決裁とのことである。

③本工事に関する指名委員会等の関わり

本庄市工事関係業者指名委員会規程に基づく指名委員会にて、入札方式、業種、格付け等を決定している。

3. 2 設計

(1) 設計内容と事業の目的との適合性について

本工事は、金屋送水ポンプ場から金屋第二配水場へ送られている老朽化した送水管 (DIP/A) を耐震性のある送水管 (DIP/GX) へ布設替するものである。このうち、市道第 2-306 号線等に布設されている管路を国道 462 号線の歩道部に布設替することにより継手や曲管等の材料費用を削減でき、また、直線部を多く確保することで維持管理が容易となることを目的として設計されていることを確認した。

(2) 設計に適用した根拠法令等について

水道法及び水道施設の技術基準を定める省令に基づいた設計となっている。

- (3) **設計に適用した設計基準書等について**  
日本水道協会の水道施設設計指針を適用している。
- (4) **設計前に行った各種事前調査について**  
試掘を実施したが、本庄県土整備事務所が実施工事について委託済みであったので、資料として現地平面図等を借用したとのことであった。
- (5) **現地の状況に適合した合理的な設計について**  
国道歩道部を占有することにより、埋設深さを浅くするとともに、直線的に配管が計画されていることから、コスト性と維持管理性に配慮して設計されている。
- (6) **仕様書、設計図面及び明細書について**  
一般平面図、詳細図、横断図、配管図、土工図、特記仕様書、積算参考資料などを確認し、入札及び工事実施に必要な資料が適切に整っていることを確認した。
- (7) **発注時期や工期設定の妥当性について**  
実日数約 80 日、供用日数 136 日、準備・書類整理等で 2 ヶ月程度見込んだことを確認した。
- (8) **将来における維持管理に配慮した点について**  
耐震性に優れたDIP (GX) を採用することにより、長期的な水道の安定供給と維持管理性の向上を考慮したことを確認した。
- (9) **管種選定について**  
以下の管種が選定されている。  
DIP (GX) 口径200mm

### 3. 3 積算

- (1) **積算基準、積算資料等の整備及びその運用について**
  - ①本工事の積算の実施者  
上下水道部水道課の狩野技師である。
  - ②本工事の積算において用いた積算基準、積算資料等  
「水道事業実務必携（令和 6 年度）」、「土木工事標準積算基準令和 6 年 10 月（埼玉県）」、「令和 7 年度土木工事設計単価表 5 月（埼玉県）」、「月刊積算資料 2025 年 5 月号（経済調査会）」及び「月刊建設物価 2025 年 5 月号（建設物価調査会）」を用いている。
  - ③積算基準、積算資料等の管理状況  
電子及び書籍により管理しているとのことである。
- (2) **歩掛及び単価について**
  - ①本工事の積算において用いた歩掛や単価等  
令和 7 年度土木工事設計単価表 5 月（埼玉県）、月刊積算資料 2025 年 5 月号、月刊

建設物価 2025 年 5 月号（建設物価調査会）を用いている。

②公共積算の歩掛や単価以外に採用した歩掛及び単価の有無  
見積単価を用いている。

③積算時期と適用した歩掛や単価の公表（作成）時期

積算時期は令和 7 年 6 月、適用歩掛は上水道令和 6 年版、公共令和 6 年 10 月版、単価は令和 7 年 6 月 1 日付のものを適用している。

④材料等の見積方法

3 者以上から見積を徴し、提出された見積金額の平均値を単価としている。年に 2 回見積を徴し単価を決定しているとのことである。

⑤発生品がある場合の取り扱い

本工事において鋼くず等の発生品はないとのことである。

### (3) 数量、金額、その算出根拠について

①積算に用いた数量、金額の算出方法

数量は委託業務の数量調書により算定し、金額は積算システムにより求めている。

②仕様書等への算出根拠の提示

仕様書に示している。

③積算の数量や金額の改算（確認）の方法

設計者とは別に、改算者による確認を実施している。

## 3. 4 契約

### (1) 本庄市契約規則等への準拠について

①本契約が本庄市契約規則等においてどの条項に該当し入札契約事務が執行されたか

本庄市建設工事請負等競争入札執行要領に則り、一般競争入札を行っている。

②契約の決裁状況

令和 7 年 8 月 14 日に契約の締結について市長決裁がなされている。

③当該工事におけるスライド条項の適切な運用

本庄市建設工事請負契約約款第 26 条に規定するほか、運用に関する説明をホームページにおいて公開することで、事業者に対し周知を図っている。

### (2) 入札について

①本庄市の契約方式（総合評価、一般競争、指名競争、随意契約等）

本庄市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）要綱により、一般競争入札で執行している（1,000 万円以上は一般競争入札）。

②本工事の入札方式（入札参加条件等）の決定過程

本庄市工事関係業者指名委員会規程に基づく指名委員会にて入札方式、業種、格付け等を選定し、入札方式等を決定している。

③入札方式

電子入札を用いている。

④入札結果（一覧）

業者名	入札金額（税抜き）	摘要
加納設備㈱	60,000,000円	
(有)清水工業	59,800,000円	落札

⑤設計額、予定価額、最低制限価格、応札者数、落札率、設計価格の事前公表の有無

設計価格 : 60,730,000円（税抜き）

予定価額 : 60,730,000円（税抜き）

最低制限価格 : 55,127,000円（税抜き）

応札者数 : 2者

落札率 : 98.4%

設計価格の事前公表の有無 : 無

⑥一般競争入札における1者入札の可否

1者入札を無効とした場合、不落が多くなり事業執行に支障が出るため、入札参加者が1者の場合でも入札を有効としている。

⑦指名競争入札と比べ一般競争入札が有利な点

業者決定において発注者の裁量の余地が少なく、客観性や公平性が保たれる。

⑧一般競争入札における地域要件の有無と内容

本庄市内に本店を有するものを地域要件として設定している。

### 3.5 施工

(1) 工事施工に関する諸官庁等への事務手続について

着工前に道路管理者及び交通管理者に、道路占用許可及び道路使用許可を受けて施工していることを確認した。

(2) 施工計画の作成について

施工計画書は、全ての項目が過不足なく作成されており適切な施工ができる内容であることを確認した。

(3) 設計図書どおりの施工確認について

現場で掘削幅、水道管占用位置等を計測し、設計図面のとおり施工されていることを確認した。

**(4) 本工事に適用される主な法令について**

本工事に適用される主な法令は、建設業法、水道法、道路法、労働安全法、道路交通法等であり、これらを遵守する体制を確保している。新規法令への対応もなされていることを確認した。

**(5) 施工体制台帳や施工体系図について**

施工体系図及び許可書関係の掲示は、現場資材置き場に設置。また、施工体制台帳はファイルにとじ現場に携帯しているとの説明を受けた。

**(6) 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類について**

材料承諾書は、工事着工前に提出し、承認を得て使用している。

工事記録写真については、随時施工時に確認し、完成検査報告書で確認することとしている。

**(7) 契約前に着工している工事について**

契約日以前に着工している工事は無いとの説明を受けた。現地の写真を撮影し事前の状態を確認している。

**(8) 材料検査について**

材料検査は、搬入時は監督員立会により外観検査で確認し、材料承諾書で形状・寸法・数量が適正であることを確認しているとのこと。使用承諾は監督員の文書をもって処理されている。

**(9) 安全管理や工事の特性から特に注意することについて**

本工事の施工は交通量の多い道路上での掘削、配管接続等の作業であり誘導員を配置し歩行者、軽車両の通行に支障をきたさないよう配慮し施工を行った。主たる工事は歩道上での作業となるため、歩道規制に配慮したとの説明を受けた。

**(10) 工程管理の具体的な方法について**

関連工事が関わる箇所を先行して施工するなど、工期内の工事完成に向け現場条件に合わせた必要な措置を講じていることを確認した。

**(11) 設計変更について**

工事進捗率約20%のため、現段階で設計変更は行われていないことを確認した。

### **3.6 設計変更**

**(1) 設計変更の内容、時期について**

**①設計変更の（予定含む）有無とその時期**

設計変更は金額、工法、工種、その他変更内容により、重要な変更はその時点で変更する。軽微な変更は、月に一度まとめて決裁を行い決裁権者の承認を得ておき、工事完了前にまとめて設計変更手続を行うとのことである。

本工事に関しては令和7年10月末時点で工事進捗率約20%のため、現時点で変更はないとのこと。

## (2) 設計変更の手続について

### ①設計変更の手続

発注者から受注者に変更協議通知を行い、両者で協議し、まとめ次第発注者に変更協議書を通知する。その後、発注者側で変更契約施工伺い等の手続を行うとのことである。

### ②設計変更の状況

本工事に関しては工事進捗率約 20%のため、現時点で変更はない。

### ③当初設計に対する適切な変更契約体制（内容・時期・手続）

設計変更の手続きに則り、適切な変更契約を実施できる体制を整えている。

### ④変更契約前の現場での指示

工事記録により協議及び指示を行い、後に変更契約を実施するとのことである。

## 3. 7 検査

### (1) 本庄市建設工事検査規則に基づいた必要な検査実施について

検査規則第 5 条では、検査は工事請負契約書、設計書、図面、仕様書、特記仕様書、現場説明書などと対比して厳正に行うこととされており、工事完成検査確認票や中間検査確認票を活用し、適正に実施する体制が整っている。完成検査は、本庄市建設工事請負契約約款第 32 条の規定により、完成の通知を受けてから 14 日以内実施すると定められている。

なお、検査規則第 2 条に基づき、「工事の検査」は、出来高（部分払）検査、中間検査及び完成検査をいうとされている。

### (2) 今回実施した中間検査について

本工事に関しては工事進捗率約 20%のため現時点では実施していないが、進捗率約 50%程度で中間検査を実施する予定であるとのこと。なお、中間検査実施手順は、工事主管課から財政課に検査依頼を行って実施するとのこと。特に不可視となる箇所について重点的に検査を実施するとのこと。

### (3) 契約日以前に着工している工事について

契約日以前に着工している工事はないことを確認した。

### (4) 監督及び検査（中間検査を含む）を担当する職員の任命と検査員の力量等の判断基準について

水道事業における技術業務は、施設整備と施設管理に大別される。水道施設の布設工事の監督は水道法第 12 条で定められ技術の実務を担保するため実務経験を有することが重要視されている。本市における監督及び検査を担当する職員は、総括監督員、監督員の複数選任している。また、法令で定める要件を遵守しており任命は適正であるものと認められる。

- (5) **検査調書等検査記録の整備状況について**  
本工事に関しては工事進捗率約 20%のため現時点では検査を実施していない。
- (6) **検査結果が不合格の場合の措置について**  
不合格の場合は、本庄市建設工事請負契約約款第 54 条の規定に基づき、損害賠償請求等の請求をするとともに、受注者と工事完了に向け協議を行うとのことであった。
- (7) **契約履行の遅滞及び不履行が生じた場合や履行保証保険金の徴収、契約解除後の措置について**  
現段階でこの事態は発生していないが、仮にこの事態が生じた場合は本庄市建設工事請負契約約款第 54 条（発注者の損害賠償請求等）の規定に基づき、適正な対応を講じるとのことである。
- (8) **監督・検査の補助事務の外部委託について**  
監督・検査業務の外部委託は、行っていないとの説明を受けた。
- (9) **契約の内容で不適合がある場合の目的物の修補、又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求する対応について**  
現段階でこの事態は発生していないが、仮にこの事態が生じた場合は本庄市建設工事請負契約約款第 54 条（発注者の損害賠償請求等）の規定に基づき、適正な対応を講じるとのことである。

### 3. 8 維持管理業務

#### ①配水管の維持管理基準や保守点検基準の整備

「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」に基づき点検を実施しているとのことである。

#### ②維持管理や保守点検の実施方法

例年、市内の漏水調査の業務委託を行っているとのことである。1 箇所につき、およそ年に 1 度パトロールを実施する頻度とのこと。漏水が発生した場合は、水道メーターまでを市で修繕工事を行っているとのことである。

#### ③今後の実施方法

今後も日常パトロールによる巡視・点検を実施していく予定とのことである。

### 3. 9 委託業務

#### (1) 設計及び工事監理等の業務委託契約の内容について

##### ① 設計業務や工事監理業務の委託状況

令和6年11月19日、上水道配水管外布設替詳細設計業務委託（児玉町秋山工区外）として設計業務を発注し、令和7年8月29日に完了している。ただし、調査対象の工事に係る詳細設計は、本設計業務委託の一部となっている。工事監理業務については委託を実施していないとのこと。

##### ② 委託契約者決定の過程（入札の書類等）

本庄市工事関係業者指名委員会にて入札方式、業種、指名業者等を選定・決定した後、指名競争入札を行い下表のとおり委託契約者を決定している。

区分	入札業者名	入札金額（税抜き）
設計業務	㈱日水コン 埼玉営業所	44,300,000 円
	㈱東洋設計事務所 埼玉出張所	35,000,000 円
	㈱関東工社 本庄出張所	36,000,000 円
	トーカイテック㈱	34,200,000 円
	㈱日本水工コンサルタント 関東支店	35,000,000 円
	㈱コーセツコンサルタント 関東支店	34,200,000 円
	富洋設計㈱ さいたま営業所	36,260,000 円
	共和コンサルタント㈱	36,200,000 円
	<b>㈱利根設計事務所 さいたま営業所</b>	<b>32,400,000 円 落札</b>
	㈱東京設計事務所 関東事務所	34,500,000 円

##### ③ 委託が必要な理由

設計業務の迅速な遂行及び人員不足による担当職員の業務負担減の観点から、業務委託を実施しているとのこと。

##### ④ 委託業務の内容

設計計画業務、測量業務、設計図作成業務、数量計算業務及び審査業務である。

##### ⑤ 委託業務における課題（苦慮）

配管箇所を選定、占用協議、分岐位置の調整、近隣施設への配慮、設計業務の精度が課題であったとのことである。

#### (2) 委託料の積算基準、積算資料等の整備及びその運用について

##### ① 委託業務の積算に用いた積算基準、積算資料等

「令和6年度水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省）」、「土木工事標準積算基準書令和7年6月（埼玉県）」を用いている。

- ②その積算基準、積算資料等本庄市独自のものの有無  
国及び埼玉県のものである。

**(3) 委託料の積算とその算出根拠について**

- ①委託料の積算方法  
積算システムにより計算を行っている。
- ②歩掛等での見積もりの有無  
見積もりは無い。

**(4) 委託成果品及び委託業務の履行確認について**

- ①委託業務の成果品  
設計図面及び数量調書である。
- ②委業務完了後の手続書類等  
委託業務完了通知、委託業務完了検査結果通知、成果品引渡書、委託完了報告書を確認した。

**3. 1 0 委託業務の設計変更**

**(1) 設計変更の内容、時期について**

- ①設計変更の（予定含む）有無とその時期  
令和7年8月8日、業務委託の設計委託業務変更契約を締結している。
- ②その内容  
路線の追加を実施したとのことである。

**(2) 設計変更の手続について**

- ①設計変更の手続  
発注者と受注者で協議し、まとめ次第発注者が委託業務変更伺い等の手続を行うとのことである。
- ②設計変更の状況  
変更前：32,400,000円 (税抜き)  
変更後：34,527,000円 (2,127,000円増額) (税抜き)  
である。
- ③当初設計に対する適切な変更契約体制（内容・時期・手続）  
設計変更の手続きに則り、適切に変更契約を実施している。

**3. 1 1 支払い**

- ①委託業務や本工事における前払金の支払い状況  
委託業務：なし

- 本 工 事：なし
- ②中間前払い金の支払い状況
- 委託業務：なし
- 本 工 事：なし
- ③完成後の残金支払い状況
- 委託業務：令和7年度 37,979,700 円
- 本 工 事：なし

### 3. 1 2 現場確認

設計図書（契約書、設計図面、特記仕様書、共通仕様書及び数量書）により、施工状況を確認した。なお、工事進捗率は令和7年10月末時点で約20%とのことである。

## 4. 総合評価

### 4. 1 評価の基本方針

技術調査は、監査委員が行う工事監査に対して技術士という専門的な見地から書類審査や現地調査を行い、技術面の支援をするものである。そのため、技術調査報告書に記述される評価について関係者間で齟齬が生じないように注意する必要がある、本報告書では、次の表現を使用する。

- 改 善：明らかな誤りがあり改善を求めるもの  
監査委員の監査報告書に記載される指摘事項に相当
- 検 討：誤りとは確定できないが今後の改善について検討を求めるもの  
監査委員の監査報告書に記載される意見に相当
- 留 意：事業執行上不適切な面があり、今後に向け留意すべきと注意を喚起するもの
- 適 切：計画や設計等の諸事項に係る内容が適切で問題がないもの
- 提 案：今後に向け新たな考え方や方向性を調査員から提案するもの
- 推 奨：素晴らしい取り組み事例であり他にも広げてもらいたいもの

各種の評価があるのは、当 NPO が行う技術調査は単なる問題点の指摘にとどまらず、今後のより良い事業執行に向け建設的な提案・指導・助言を行うとともに、素晴らしい取り組みも正しく評価し、発注者と受注者双方の事業執行力向上を目指してもらいたいためである。

### 4. 2 改善事項

工事全般として、公共事業としてふさわしい技術水準により事業実施がなされて

いることが確認でき、明らかな誤りがあり改善を求めるものは見当たらない。

#### 4. 3 検討事項

当該工事に当てはまる事項は見当たらない。

#### 4. 4 留意事項

##### (1) 水道管リニューアル計画について

現段階で水道管リニューアル計画が無いとのことである。水道管の計画的な更新や断水事故が生じないよう事故の未然防止の観点、さらに財源の効率的な配分からも中長期的な水道管リニューアル計画の策定が必要である。令和5年度にアセットマネジメント計画を策定し、それに基づき水道事業ビジョンの見直しを実施したのを踏まえ、今後、水道管リニューアル計画を策定するとのことであるが、本来は説明責任の観点から策定されているべきものであるため、早期の計画策定が望まれる。

##### (2) 段階確認表の管理について

段階確認は、工事の進捗に併せ特に不可視となる箇所について、監督員が立会のもと出来形や品質を確認し、その日時、内容、箇所、写真等の記録を残し、監督員が確認後押印するなどして随時管理するものである。

この点について調査したところ、その記録簿は手元にはなく施工業者が管理しているとのことであった。この状態では、監督員以外はどこまで段階確認が実施されているか不明となり組織として現場の状況が把握できないうえ、事故等の緊急時に監督員がどのような段階確認を実施したのか直ちに判明しない事態となるため、段階確認記録は監督員が保管すべきである。

#### 4. 5 適切事項

前述の留意事項として上げた項目以外については、計画や設計等の諸事項に係る内容が概ね適切であった。また、施工現場においては、資材置き場の材料管理方法（覆い、囲い）が適切に行われていた。また、作業現場内の整理整頓が行き届いており、事故発生抑制及び周辺環境への配慮（印象の向上・粉塵対策）が図られていた。

#### 4. 6 提案事項

新たな考え方や方向性を調査員から提案するものとして、次の事柄を挙げる。

##### (1) 材料検査の様式について

工事で使用する材料については受注者が事前に材料承認書を提出し、承認された製品を受注者が発注することとなっている。監督員は、材料が納品された後に受注者立会のもと材料検査を実施し、材料承認書と同一のものか、また、不良材料はないかの

検査を行い、この検査に合格した製品のみ現場で使用することが可能となっている。

しかしながら、調査を実施したところ、材料検査実施後の監督員承認書は確認できたが、どの材料を何個検査し、何個合格したのかという表記がなく、合格した材料の内訳が不明な様式となっている。

本工事においてはすべての材料が一度に納品されたと説明を受けたが、一般的には全ての材料が工事着手前に全て揃わないことも多々ある。本庄市においては、この場合、随時納品される材料を個別に検査して、その数を監督員がメモをして管理しているとのことであるが、この事務処理では、材料の管理が不十分となるばかりではなく、トラブル時の責任の所在が問われることとなる。

以上を踏まえ、今後の材料検査の様式について、どの材料をいつ何個検査し、何個合格したのかが明確になる様式への改善を提案する。

#### 4. 7 推奨事項

当該工事に当てはまる事項は見当たらない。

#### おわりに

多くの工事関係者の方々のご協力を得て、技術調査を順調に終えることができたことに深く感謝する。この技術調査が、本庄市の今回の工事現場並びに今後の工事管理等の参考となれば幸甚である。

工事完了まで現在の技術レベルを維持し、しっかりと工程管理を行い、無事故で竣工を迎え、良好な社会資本の形成が行われることを期待する。

以上

